

## ■補助金現況等調書

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	事業内容	補助金額(千円)				成果目標
						H20	H21	H22	H23	
1	下水道課	浄化槽設置整備事業補助	下水道認可区域外の市民	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する	—	135,224	109,754	125,442	124,522	H23: 5,700基 H24: 6,000基 H25: 6,300基
2	下水道課	雨水貯留施設設置補助	全市民	雨水の有効利用を推進し、水資源及び環境の保全を図り、本市が目指す節水型まちづくりに資することを目的とする	—	288	205	352	750	H23: 15基 H24: 15基 H25: 15基
3	下水道課	下水道ポンプ設備設置補助	下水道処理区域内の市民	下水道処理区域内において、地形上自然流下では下水道管に汚水を排除できないため、ポンプ設備が必要となる場合に補助する。なお、供用開始の日から3年以内を対象とする。本制度を用いず、すべて自然流下管で整備することは、建設工事費が著しく高額になる。よって本制度により建設工事費が低減できる効果がある。	—	400	200	0	600	H23: 3基 H24: 5基 H25: 5基
4	下水道課	浄化槽の雨水貯留施設改造助成	全市民	下水道を使用することにより、また、新しく浄化槽を設置することにより不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造することで雨水の有効利用を計ることを目的とし、その費用の一部を助成する。	—	200	100	200	300	H23: 6基 H24: 10基 H25: 10基
5	下水道課	雨水浸透施設設置補助金	全市民	建物敷地内に雨水浸透ますを設置し、降雨時における雨水流出制御により河川の負担の軽減を図ることを目的とする。	—	0	0	0	200	各年度10件

## ■補助金現況等調書

番号	担当課	名称	交付先	補助目的	事業内容	補助金額(千円)				成果目標
						H20	H21	H22	H23	
6	下水道課	排水設備改造 資金融資あっ せん及び利子 補給	下水道処理区 域内の市民	下法第11条の3第5項 下水道処理区域内に建築物を有し、汲取り便所を水洗式に改造すること等に要する資金の融資あっせん及びその融資を行う指定金融機関への利子補給を行い、下水道処理区域内の公衆衛生の向上に寄与するとともに公共用水域の水質保全を促進することを目的とする。なお、供用開始の日から3年以内に行う改造工事であること。	—	304	178	82	500	各年度10件
7	下水道課	浄化槽設置整 備事業融資 あっせん及び 利子補給	下水道認可区 域外の市民	丸亀市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を受ける者に対し、浄化槽設置に要する資金の融資あっせん及び取扱金融機関に対して利子補給を行うことで生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	—	0	0	0	500	各年度1件
8	下水道課	下水道排水設 備工事補助	下水道処理区 域内の市民	下水道処理区域内において、排水設備工事をしようとする生活扶助世帯に対し、補助金を交付する。なお、供用開始の日から3年以内に行う改造工事であること。持家の生活扶助世帯が対象であるが、対象は少数であるため予算計上なし。	—	0	0	0	0	各年度1件